

# 岐南町行政改革大綱（案）

（平成29年度から平成33年度）

～時代の要請に即応できる町政運営の推進～



平成29年3月

岐南町

# 《 目 次 》

I 計画の策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	
2. 行政改革の変遷	
3. 財政状況	
II 基本的な考え方	8
1. 目標	
2. 基本方針	
3. 基本方針体系図	
III 重点項目	11
(1) 効率的・効果的な行政運営の推進	
(2) 自主性・自立性の高い財政運営の実現	
(3) 地域協働の推進と人材育成の強化	
IV 推進体制	15
1. 推進期間	
2. 実施計画	
3. 推進体制	
4. 実施状況の公表	
V 体系図	17

## I 計画の策定にあたって

### 1. 策定の趣旨

少子高齢化の一層の進展や人口減少社会の到来、長引く景気の低迷による産業構造や雇用の悪化、東日本大震災を契機とした地域コミュニティへの関心の高まりなど、社会経済情勢は大きく変化を続けています。

本町は、現在においても人口の増加が続いてはいるものの、少子高齢化や景気の低迷の問題に加え、これまで整備してきた公共施設等の老朽化に伴う維持更新経費の増加など行政課題は重く幅広いものとなっています。

このような状況の中、平成 27 年度に策定した「岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少の克服と持続する「まち」の活性化に向け、集中して取り組むことを掲げています。

今後においても、限られた経営資源（人・物・財政）の状況を的確に捉え、著しい社会の変化に適応しつつ、多様化及び複雑化する町民の要望に応える行政サービスを提供していくことが求められており、第 4 次行政改革における姿勢を堅持しながらも、さらに経営の視点にも重きを置いて、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間で推進期間として新たな第 5 次行政改革大綱を策定するものです。

### 2. 行政改革の変遷

本町の行政改革大綱は、平成 8 年 3 月に「第 1 次行政改革大綱」、平成 14 年 3 月に「第 2 次行政改革大綱」、平成 19 年 8 月に「第 3 次行政改革大綱」を策定し、時代に即応した組織機構の整備や適正な定員管理の推進、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革など、社会情勢や町民ニーズの変化に的確に対応しながら、効率的な行政運営に努めてきました。

その後、平成 24 年 3 月には、更なる改革を進めるため、平成 28 年度までを推進期間とした「第 4 次行政改革大綱」を策定し、不断の改革推進に努め、着実な成果をあげてきました。

### 3. 財政状況

#### (1) 歳入状況

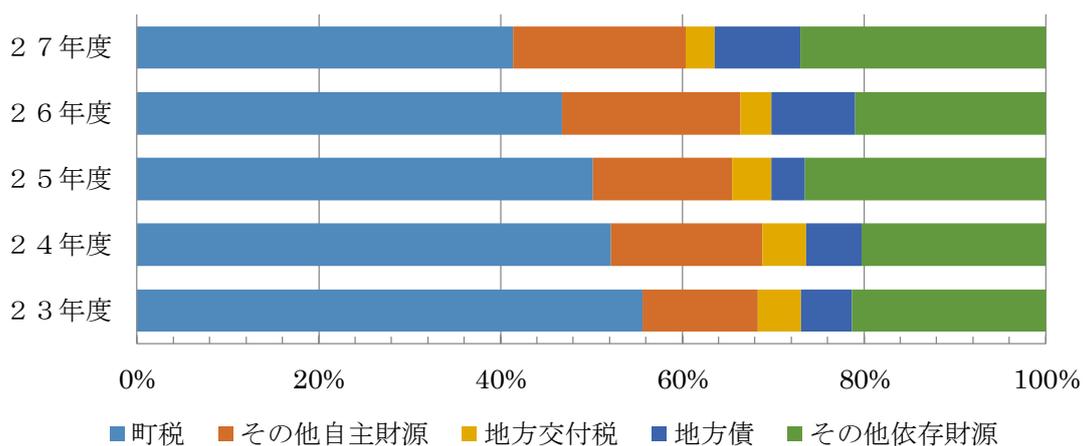
本町の財源の要である町税は、平成 27 年度の町税収入は 38 億円余と微増しており、歳入に占める割合は 41.4% となっていますが、割合が減少している要因としては、新庁舎建設に伴い、基金繰入金（その他自主財源）、起債（地方債）及び国庫支出金（その他依存財源）の増加によるものです。

#### 歳入状況(普通会計)

(単位:千円)

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
町税	3,779,210	3,775,007	3,791,192	3,834,223	3,856,630
その他自主財源	862,926	1,205,492	1,154,298	1,604,869	1,775,583
自主財源	4,642,136	4,980,499	4,945,490	5,439,092	5,632,213
地方交付税	327,219	346,620	324,557	279,962	299,682
地方債	377,300	443,100	277,000	753,600	879,500
その他依存財源	1,447,219	1,456,697	2,003,522	1,724,229	2,515,381
依存財源	2,151,738	2,246,417	2,605,079	2,757,791	3,694,563
歳入総額	6,793,874	7,226,916	7,550,569	8,196,883	9,326,776
自主財源比率	68.3	68.9	65.5	66.4	60.4

#### 歳入財源構成比率



## (2) 歳出状況

歳出総額については、事業の削減に努めていますが、平成 24 年度は、東小学校大規模改修や新庁舎用地取得費、平成 25 年度は、小学校空調設備工事、平成 26 年度及び平成 27 年度は新庁舎建設事業など多額の投資的経費が嵩み、増加しています。また、扶助費についても社会保障経費の増加に伴い年々増加を辿っています。

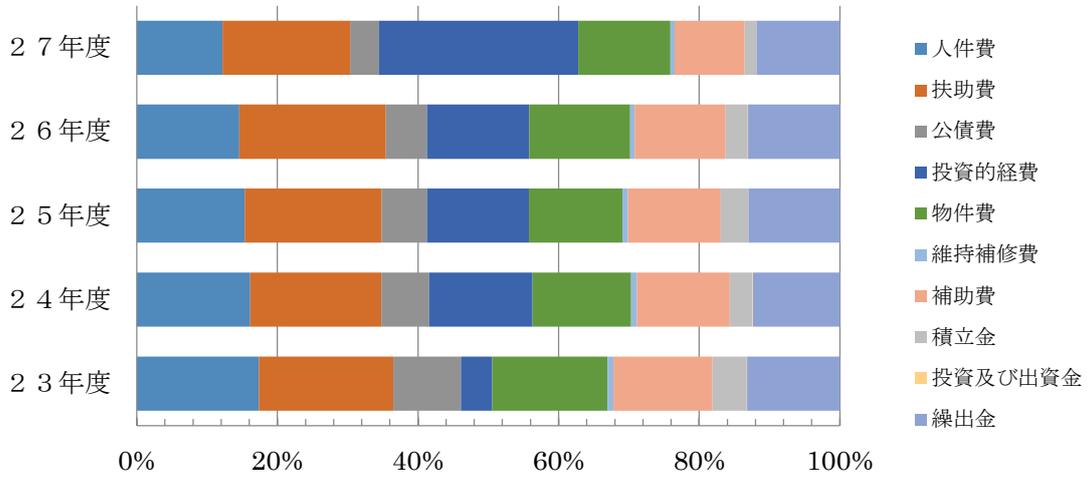
一方、人件費は職員の平均年齢が下がったことにより、減少しています。

### 歳出状況(普通会計)

(単位:千円)

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
義務的経費	2,896,460	2,807,171	2,844,373	2,996,040	2,996,530
人件費	1,092,535	1,089,423	1,057,772	1,057,848	1,059,265
扶助費	1,200,192	1,258,249	1,343,312	1,512,219	1,579,472
公債費	603,733	459,499	443,289	425,973	357,793
投資的経費	281,096	991,829	999,546	1,056,424	2,462,327
普通建設事業費	281,096	991,829	999,546	1,056,424	2,462,327
その他経費	3,106,031	2,952,618	3,045,302	3,204,615	3,236,610
物件費	1,030,222	948,828	914,439	1,041,332	1,140,525
維持補修費	52,074	54,091	52,844	47,044	50,876
補助費	883,054	891,848	909,517	936,136	867,144
積立金	308,736	218,297	268,816	229,720	142,142
投資及び出資金	3,537	3,537	3,538	3,538	3,539
繰出金	828,408	836,017	896,148	946,845	1,032,384
歳出総額	6,283,587	6,751,618	6,889,221	7,257,079	8,695,467

### 性質別歳出比率



### (3) 財政状況

経常収支比率は、平成 26 年度は 85%を超える水準にありましたが、前年度において 81.4%と改善傾向にあります。

基金残高は、平成 23 年度より減少し、一方、地方債残高（一般地方債）については、平成 26 年度より大きく増加しています。これにつきましては、新庁舎建設事業によるものであり、今後についても、小学校大規模改修事業や新総合調理センター建設に伴い増加が予想されるため、より一層の地方債残高削減に努める必要があります。

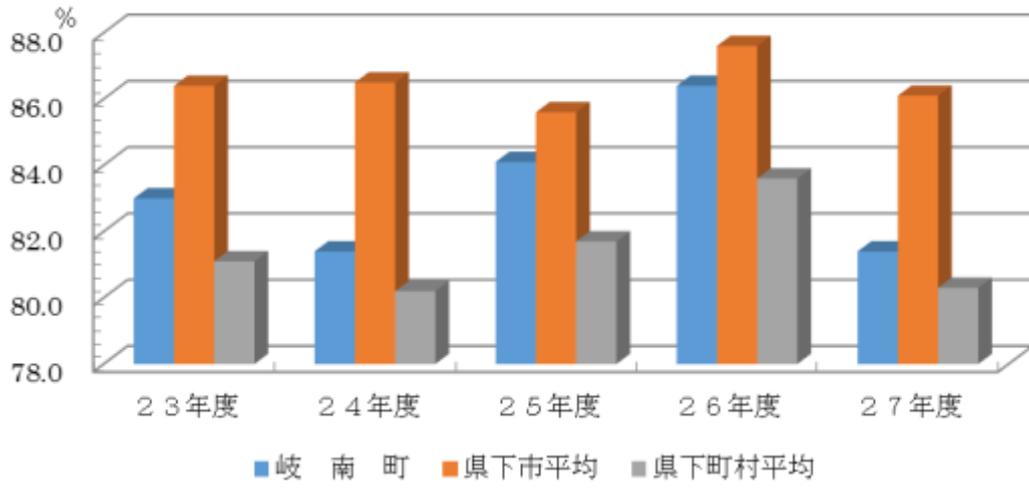
### 経常収支比率

(単位:%)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
岐南町	83.0	81.4	84.1	86.4	81.4
県下市平均	86.4	86.5	85.6	87.6	86.1
県下町村平均	81.1	80.2	81.7	83.6	80.3

※市・町村は加重平均

### 經常収支比率



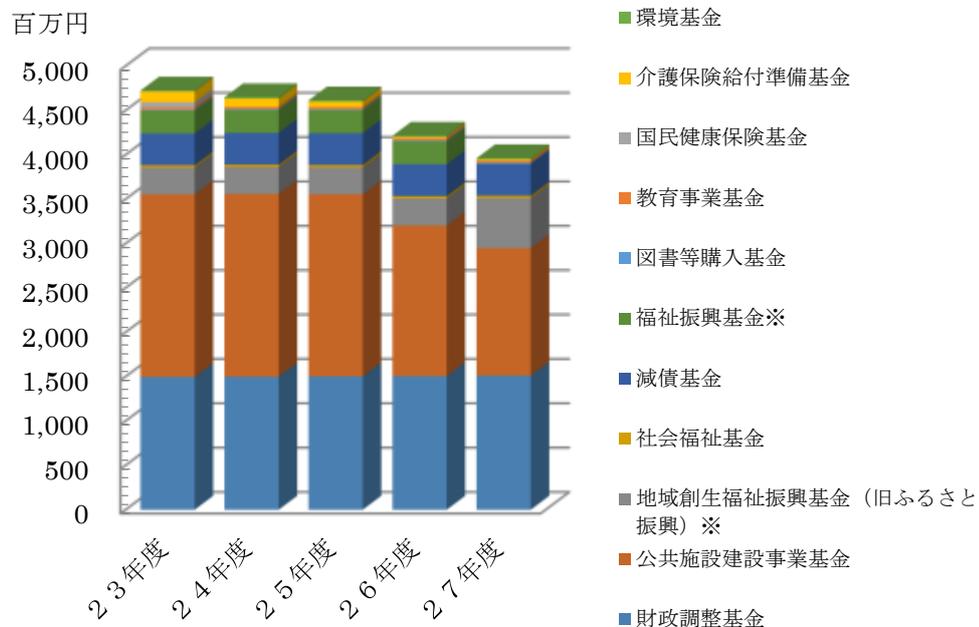
## 基金残高

(単位:千円)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財政調整基金	1,496,500	1,499,903	1,502,700	1,505,892	1,510,892
公共施設建設事業基金	2,057,675	2,059,775	2,052,875	1,697,777	1,436,677
地域創生福祉振興基金(旧ふるさと振興基金)※	301,400	302,000	302,600	303,200	564,300
社会福祉基金	25,860	25,860	25,860	25,860	25,860
減債基金	358,328	358,828	359,528	360,228	360,928
福祉振興基金※	259,800	259,900	260,000	260,100	—
図書等購入基金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教育事業基金	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
国民健康保険基金	56,336	71	72	73	74
介護保険給付準備基金	122,737	93,007	60,731	13,724	13,741
環境基金	9,413	13,457	12,636	12,234	13,069
合計	4,723,049	4,647,801	4,612,002	4,214,088	3,960,541

※平成 27 年度に「ふるさと振興基金」と「福祉振興基金」を統合し、「地域創生福祉振興基金」とした。

## 基金残高



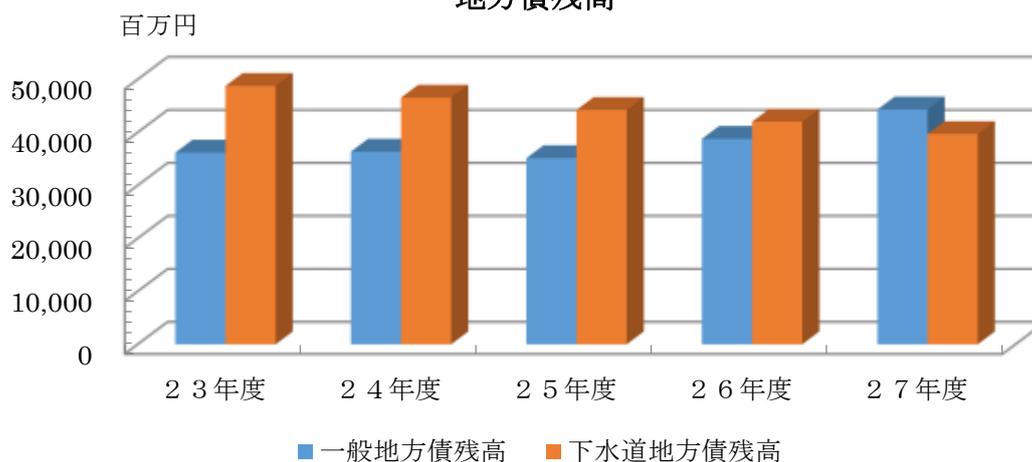
※平成 27 年度に「ふるさと振興基金」と「福祉振興基金」を統合し、「地域創生福祉振興基金」とした。

### 地方債残高

(単位:千円)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般地方債残高	3,617,588	3,635,179	3,513,205	3,878,082	4,431,239
下水道地方債残高	4,876,645	4,654,911	4,422,611	4,199,878	3,967,913
合計	8,494,233	8,290,090	7,935,816	8,077,960	8,399,152

### 地方債残高

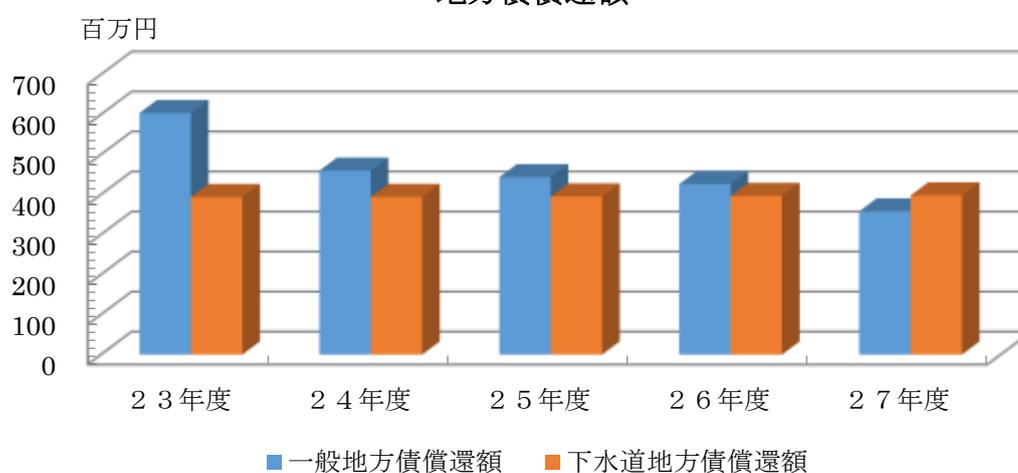


### 地方債償還額(元利償還)

(単位:千円)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般地方債償還額	603,733	459,499	443,289	425,973	357,793
下水道地方債償還額	393,564	393,803	395,000	396,424	397,713
合計	997,297	853,302	838,289	822,397	755,506

### 地方債償還額



## Ⅱ 基本的な考え方

### 1. 目標

本町を取り巻く社会経済環境の変化やそれに伴う新たな課題に対応して、引き続き行政改革に取り組んでいくため、その具体的な指針となる「第5次行政改革大綱」を策定します。

時代の変化に対応した組織を構築し、職員が一丸となって行政改革に取り組むことが、まちづくりの基本理念である『夢を育み、安心して暮らせるまち・ぎなん』の実現につながります。

従来の行政改革は、組織機構の改革と行政経費の削減が主な改革の柱として実施されてきましたが、「第5次岐南町行政改革大綱」では、「町民満足度の向上」を目指して、『時代の要請に即応できる町政運営の推進』を行政改革の目標とし、以下の3つを柱とし積極的な行政改革に取り組みます。

### 2. 基本方針

第4次行政改革大綱（平成24年3月策定）を策定し、その取り組みを通じて行政のスリム化に努めてきました。その取り組みの中には、目標を達成した項目もありますが、道半ばの項目もありここで改革の手綱を緩めるわけにはいきません。第4次行政改革大綱に掲げた重点項目について成果を検証し、引き続き継続して取り組むべき項目、引き続き継続して取り組むが「町民満足度の向上」を目指すため、達成の数値目標の捕らえ方を変えた項目、また、新たな取り組みと併せて検討し、更なる行政改革を推進し、着実な成果を目指します。

#### （1）効率的・効果的な行政運営の推進

地方分権一括法の施行による権限移譲や高度な情報化が求められる国の新しい施策等により、事務事業が増大してきており、真に必要な行政サービスを維持するためには、これ以上の人員削減は困難な状況になりつつあります。そのためには行政組織の再編や民間活力の活用を推進し、行政サービスの向上や経費削減を推進します。

また、人員や財源等の限られた資源を効率的・効果的に活用して、町民の皆様へ「質の高い行政サービス」を提供することを目指して、現行の事業を総点検し、目的の重複している事業や類似的な事業の統合、事務効率の向上などにより効率的な行政運営を推進します。

## **(2) 自主性・自立性の高い財政運営の実現**

行政事業は、財源の確保によって実施できるものであり、財政運営の良否は行政サービスに大きく影響を及ぼすもので、常に財政の健全化に努め将来を見据えた計画的な財政運営を図る必要があります。

また、自主財源である町税等の積極的な確保を図るとともに、厳しい財政状況のもと効率的な活用を実施するために、経費全般について見直しを行い、歳出削減と合理化に努めます。さらに、職員一人ひとりがコスト意識と危機意識を持ち、事務経費の削減に取り組み、安定的で持続可能な財政基盤の確立を図ります。

## **(3) 地域協働の推進と人材育成の強化**

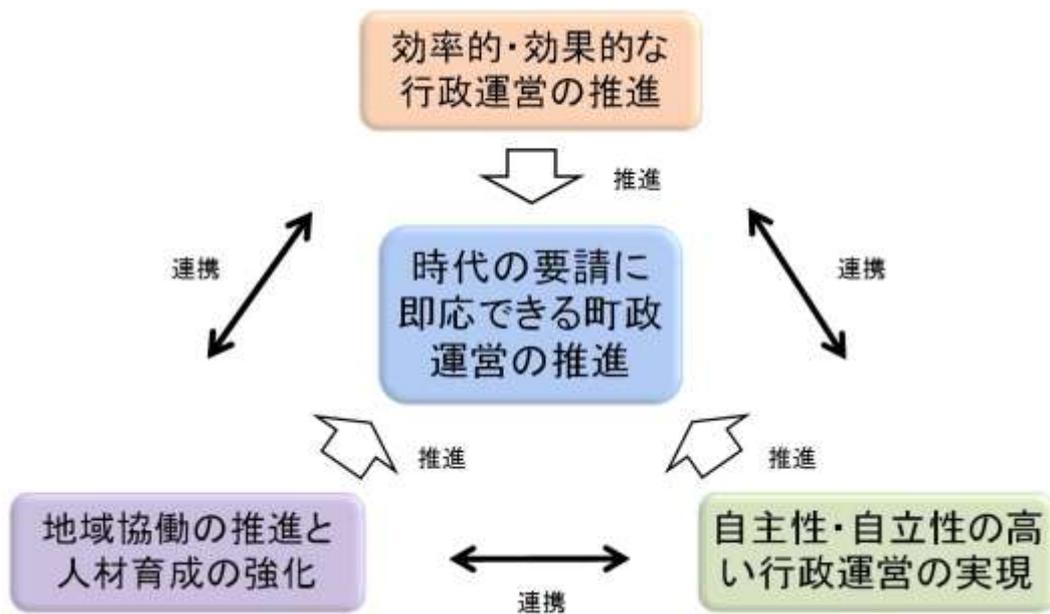
社会経済情勢の変化に伴って、地域住民の行政に対するニーズが多様化、複雑化してきています。そのような中、誰もが住みたくなるまちづくりを推進していくためには、地域社会を構成する一人ひとりの町民の方と行政が相互の理解と信頼に基づき、協働していくことが必要です。

そのためには、町民の皆様と行政が必要な情報を共有できるよう連携し、積極的な情報の公開に努め、行政の透明化を図ります。

また、限られた人員で質の高い行政サービスを提供していくために、職員の意識改革や資質向上などの人材育成に取り組み、課題意識の高い職員の育成を図るとともに、職員の能力が最大限に発揮できる組織を目指します。

### 3. 基本方針体系図

基本方針のそれぞれについて行政改革を推進し、一体的な取り組みを実施することにより、第5次岐南町行政改革の目標である「時代の要請に即応できる町政運営の推進」の実現を目指します。



### Ⅲ 重点項目

#### (1) 効率的・効果的な行政運営の推進

##### ① 組織・機構の整備

新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対して、弾力的かつ的確に対応できる行政運営が求められていることから、柔軟性、機動性の高い組織体制を整備します。また、全庁的な情報共有を図り、職員の自発的な事務改善に努めます。

##### ② 事務事業の整理・合理化

事務事業の見直しについては、これまでも厳に見直しを行ってきたところであるが、限られた財源の中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の成果等を検証し、引き続き事務の見直しと事務手続きの簡素化を図り、事務の執行を効率化します。

##### ③ 民間活力の導入

民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動が広がってきています。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも町民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的に PPP/PFI の活用を検討します。

##### ④ 公共施設の効率的運営

公共施設については、老朽化や利用の状況、今後の施設維持管理経費等を勘案しながら、将来的な施設需要を見据え、他用途への転用や統廃合の検討を含め、今年度策定する「岐南町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な管理運営を行います。また、施設の有効利用や利便性の向上を検討し、集客力を高め、町民サービスの向上に取り組みます。

##### ⑤ 広域行政の充実

町民の生活圏が拡大していく中、行政課題も単独自治体の範囲を超えて広域化しています。このため、近隣自治体との連携を強化すると

ともに、事務事業全般について、効率・効果、サービスの面から広域的な事務処理をすることで、経費の削減を図り、広域行政による公平で質の高い行政サービスの提供に努めます。

⑥ 安全・安心を確保する防災・防犯対策の強化

犯罪防止・地域安全の確保に向けた取り組みを行うことで、町民一人ひとりの犯罪・防災意識を高め、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

(2) 自主性・自立性の高い財政運営の実現

① 適正な人事管理

社会経済情勢の変化や様々な行政課題に対応するため、機能的な組織の構築を行うとともに、中長期的な視点に立った計画的な職員採用など、定員の適正化を推進します。また効率的・効果的な職員配置や人材の有効活用を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

② 自主財源の確保

安定的な自主財源を確保するために、町税等の収納率の向上を図ります。そのために、新たな収納方法の拡充を行うことにより納税者の利便性を図り、徴収率の目標を設定し、徴収業務を強化します。また、町が保有する土地について、将来における活用の可能性等、個別にその実態や利用計画を改めて精査し、不要と判断した土地については売却または貸付をし、財源の確保に努めます。

③ 受益者負担の適正化

使用料や手数料については、「受益者負担公平の原則」により、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において、応分の負担を求めるため、原価を基本とした料金設定や「負担均衡の原則」により、公共性の程度に基づいて、税金で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮し、適切な見直しを行います。

#### ④ 公債費管理の徹底

財政の硬直化の抑制や世代間負担の公平性を確保し、将来世代への負担軽減を図るため、新規町債の発行については事業の重要性、緊急性など慎重に精査して、当該事業を厳選し、新たな町債の発行を抑制し、更なる借入金残高の圧縮に努めます。

#### ⑤ 公営企業等の健全経営

公営企業は上水道事業・下水道事業とも、少子高齢化による人口減少や、節水型社会の到来による料金収入の減少が予想されています。

さらに、今後は保有する資産の老朽化に伴う更新に多額の費用が見込まれており、経営環境は厳しくなるものと予測されています。これらに対応するため、中長期的な視点に基づいた経営計画である経営戦略を策定することで経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めます。特に、下水道事業は料金収入のみで経営している上水道事業と異なり一般会計からの繰入をおこなっている状況のため経営基盤の強化に関しては一層の取り組みが必要とされていますので、経営状態をより明確に把握するためにも地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入に取り組みます。

### (3) 地域協働の推進と人材育成の強化

#### ① まちづくりへの参画機会の拡充

社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。

#### ② 行政サービスの向上

町民ニーズに柔軟に対応しつつ、常に改革の必要性を認識していなければなりません。町民の立場に立ち、町民が求めているものは何か

を的確に捉え、町民満足度の向上に繋がるサービスの提供を図り、町民生活の利便性・快適性を目指します。また、高齢者や障害者、子育て世代など様々な専門分野において、町民一人ひとりのニーズにきめ細かに対応するために、相談窓口の周知等、支援に繋げることが出来る相談体制や指導内容の充実を図ります。

③ 職員の資質向上と人材育成の推進

少子高齢化対策や経済活性化対策などの新たな行政課題に積極的に向き合い、知恵と創意工夫を持って対応できる職員を育成するため、政策形成能力の育成などを中心とした研修内容の見直しを適宜行い、効果的で密度の濃い研修の実施や自己啓発の環境づくりに努めます。

また、スピード・コスト・成果を重視する経営感覚を持ち、常に事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組む職員を養成するため、職員提案の活性化や全庁的な行政改革意識の浸透など、徹底して職員の意識改革に取り組みます。併せて、多様化する町民ニーズに対応するため、専門職員の育成に努めます。

④ 専門的機関との連携協力の推進

多様化・複雑化する町民ニーズに応えるため、行政だけでは解決できない課題に対して、教育・文化・まちづくりなど幅広い分野で、専門的機関と協力し合い、本町の政策推進、及び人材育成や個性豊かで活き活きとしたまちづくりを推進します。

## IV 推進体制

### 1. 推進期間

第5次行政改革大綱は、平成29年度から平成33年度までの5年間を推進期間とします。

また、この大綱に掲げた推進事項以外についても職員自らの創意と工夫により絶えず見直しを行い、新たな行政課題に対応できるよう、常に新たな視点に立って積極的に行政改革の推進に努めるものとします。

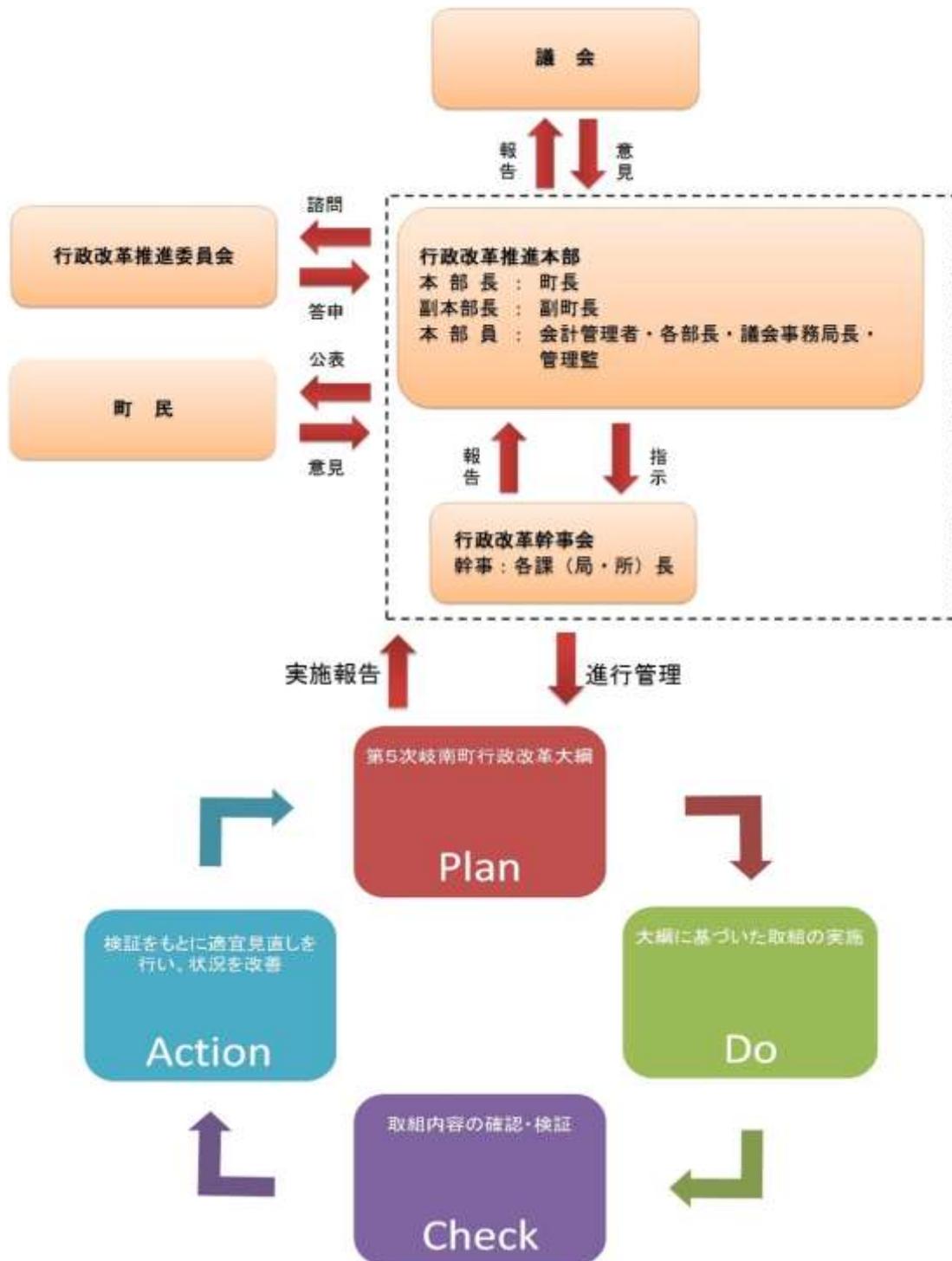
### 2. 実施計画

本大綱は、短期間に完了すべきものや中長期的な取り組みが必要なものを混在して掲げていることから、本大綱の実現性を確保するため、具体的な取り組みを実施計画に示し、その取組事項の年度別の指標・手法、目指す効果や成果を可能な限り明らかにし、行政改革の取り組みが明確に把握できるようにします。

また、実施計画については、計画策定（Plan）⇒実施（Do）⇒検証・評価（Check）⇒見直し（Action）のマネジメントサイクルに基づき、不断の点検を行います。

### 3. 推進体制

岐南町長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に、毎年度その進捗状況や財政効果額等の成果を把握し、計画と実績との相違を検証することにより効果的な進行管理を行います。なお、社会経済情勢の変化等により、行政改革大綱に抜本的な見直しが必要となった場合は、行政改革推進委員会に諮り、見直しを行っていきます。



#### 4. 実施状況の公表

「第5次岐南町行政改革大綱」は、本町における行政改革の基本的な考え方及び方向性を示すものであり、町民への説明責任を果たすために、行政改革の取り組みの内容は、ホームページやマイタウン等で公表します。

V 体系図

町民満足度の向上

目 標

時代の要請に即応できる町政運営の推進

効率的・効果的な  
行政運営の推進

自主性・自立性の高い  
財政運営の実現

地域協働の推進と  
人材育成の強化

- ①組織・機構の整備
- ②事務事業の整理・合理化
- ③民間活力の導入
- ④公共施設の効率的運営
- ⑤広域行政の充実
- ⑥安全・安心を確保する防災・防犯対策の強化

- ①適正な人事管理
- ②自主財源の確保
- ③受益者負担の適正化
- ④公債費管理の徹底
- ⑤公営企業等の健全経営

- ①まちづくりへの参画機会の拡充
- ②行政サービスの向上
- ③職員の資質向上と人材育成の推進
- ④専門的機関との連携協力の推進

- ①行政組織・機構の見直し
- ②事務事業の評価
- ③補助金等の適正化
- ④民間委託の推進
- ⑤公共施設の管理方法の見直し
- ⑥広域連携の推進充実
- ⑦防災・防犯対策事業の推進

- ①定員管理の適正化
- ②町税等収納率の向上
- ③普通財産の処分及び有効利活用
- ④財源確保の検討
- ⑤使用料・手数料等の見直し
- ⑥新規地方債の抑制
- ⑦地方公営企業等の経営健全化

- ①パブリックコメント制度の活用
- ②審議会委員等の一般公募
- ③広報広聴機能の充実
- ④相談支援体制の充実
- ⑤人材育成事業の推進
- ⑥専門的機関との協働事業の推進